

【お問い合わせ先】市税務課納税担当(市役所1階)
☎32・3928 / FAX33・3401
Mail:nouzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

徳島県・県内全市町村

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。

税の納め忘れは ありませんか？

納付できない特別の事情がある方は必ず
ご相談ください。



徴収強化月間

11月
12月

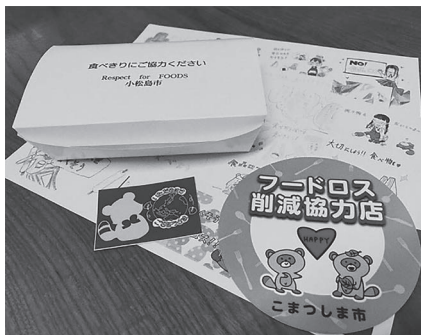


県税・市町村税
県下一斉

食品ロスの削減に向けて 小松島市オリジナルテイクボックスを ご活用ください

12月は外食する機会が増える月です。外食時、特に宴会においては、食品ロスが多く発生しています。食べきれない場合は、お店と相談して食べ残した料理の持ち帰りもご検討ください。

食品ロスの削減にご協力いただいている「フードロス削減協力店」(下記画像のシールが目印)では、小松島市オリジナルテイクボックスが用意されています。ボックスの封をするシールは市内中学校の生徒の方々がデザインしたものです。ぜひご活用ください。
※持ち帰りの際には、料理の衛生管理等にご注意ください。



オリジナルテイクボックスと「フードロス削減協力店」シール

【お問い合わせ先】

市環境政策課(市役所1階②番窓口横) ☎32・2147 / FAX33・2234
Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

その不法投棄、見られてますよ！ ごみの不法投棄は重大な犯罪です！

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や河川、山林、民有地などに捨てる行為です。不法投棄は、まちの景観を損なうだけでなく、放置すると不法投棄の助長や水質・土壤汚染など環境への悪影響の要因となります。

一人ひとりが不法投棄は「しない」、「許さない」という意識を持ち、まちを美しく保ちましょう。

不法投棄には罰則があります

不法投棄をした者には、**5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。**

不法投棄をなくすには？

所有者(管理者)の方は不法投棄の未然防止のため、敷地周辺に柵(囲い)等の設置や定期的な草刈りなど適切な管理に努めましょう。

私有地に投棄されたごみは、原則として所有者自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄を見つけたら

不法投棄を発見した場合は、わかる範囲で構いませんので、場所、投棄物の種類や量について、小松島警察署(☎32・0110)もしくは市市民生活課まで連絡してください。また、不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください。

【お問い合わせ先】

市市民生活課環境企画・公害担当(市役所1階)
☎32・2147 / FAX33・2234
Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp